

## フィジオセンター 会員規約

本規約は、株式会社リブレ（以下「当社」といいます）が運営する「フィジオセンター」（以下「本施設」といいます。）において提供するコンディショニング等のサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用に関して、会員（本規約第4条の手続を経て当社と契約を締結された方をいいます。以下同じ。）と当社との間に適用されるものとします。

### 第1条（規約の適用範囲及び変更）

1. 本規約は、本サービスの利用に関し、会員及び当社に適用されるものとし、会員は、本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
2. 当社は、本規約の内容を変更する場合があります。その場合には、当社は変更日及び変更内容を当社のホームページへ掲示することにより告知し、変更日以降は変更後の内容により取扱うものとします。

### 第2条（本サービスの利用者）

本サービスは、当社が会員として登録した個人のみが利用することができます。なお、会員登録は第4条の手続によるものとします。

### 第3条（反社会的勢力の排除）

1. 会員（次条に定める入会希望者を含みます。以下本条において同じ。）は、当社に対し、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
  - ① 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団員等に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ③ 直接又は間接を問わず、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 会員は、当社に対し、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他前各号に準ずる行為

### 第4条（会員登録）

1. 本サービスの会員になることを希望する個人（以下「入会希望者」といいます。）は、本規約の内容を理解し、その内容に拘束されることを承諾したうえで、当社所定の入会申込書に当社所定の事項（以下「届出事項」といいます。）を記入して申込みを行うものとします。
2. 会員登録手続は、前項の入会申込みに対する当社の承諾をもって完了するものとします。但し、当社は、入会希望者が以下に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合、入会希望者の入会を認めないことがあります。
  - ① 本サービスを受けることについて医学的に問題がある場合又はその恐れがある場合（第9条第2項に基づくメディカル受診において本サービスを受けることができないとの医師の診断がなされた場合を含みますが、これに限られません。）
  - ② 医療機関での治療・リハビリ等を継続中である場合（担当医の許可がある場合を除きます。）
  - ③ 入会希望者が日本国外に居住する場合
  - ④ 入会希望者が過去に本規約違反等により、会員資格の停止処分を受けたことがあり、又は、過去に本規約違反等で会員資格の抹消が行われたことがある場合
  - ⑤ 届出事項に虚偽、誤記又は記入もれがあった場合
  - ⑥ 前条第1項各号のいずれかに該当した場合、又は前条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

⑦ 前条第2項各号のいずれかに該当する行為をした場合

⑧ その他、入会希望者を会員とすることを不適切と当社が判断した場合

3. 入会希望者が未成年の場合又は過去に重篤な既往歴のある場合には、入会申込に際して、親権者又は配偶者（配偶者がいない場合は子、その他最近親者）の同意を必要とし、所定の方法により当社においてこの同意を確認できない限り、当社は入会希望者の入会を認めないものとします。
4. 当社は、会員登録手続が完了した会員に対して、当社所定の会員証を発行し、貸与する場合があります。この場合、会員は、善良な管理者の注意をもって会員証を管理するものとし、会員証の第三者に譲渡又は貸与してはならないものとします。

### 第5条（本サービスの内容）

1. 本サービスの内容は次のとおりです。
  - ① 当社所定の各種コンディショニング（個別指導や自主トレーニングのサポートを含む。）
  - ② オーダーメイドのインソール作成
  - ③ その他前各号に付帯するサービスとして当社が定めるサービス
2. 本サービスの提供可能日時は、個別の本サービスごとに当社が当社のウェブサイト（<http://www.physiocenter.jp/>、以下「本サイト」といいます。）上に掲載する日時（但し、既に他の会員によって予約されている時間帯を除くものとし、以下「提供可能日時」といいます。）とします。また、当社は本サイト上で告知を行うことにより個別の本サービスの提供可能日時を変更することができるものとします。
3. 会員は、本サービスを利用するにあたっては、当社が別途定める個別の本サービスの中から特定の本サービスを選択したうえで（当該選択した個別の本サービスを「対象サービス」といいます。）、当社所定の方法により対象サービスの提供を受ける場所及び日時（但し、提供可能日時に限ります。）の予約を行うものとします。
4. 会員は、前項により予約した場所・日時において、対象サービスの提供を受けることができるものとします。
5. 会員が対象サービスを利用するときは、予約場所の受付窓口において、会員本人であることを示す情報を当社に提示しなければならないものとします。
6. 会員が、会員の都合による遅刻、早退、欠席等により対象サービスの全部又は一部の提供を受けられなかったとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第6条（利用料金）

1. 本サービスの利用料金は、個別の本サービスごとに当社が別途定めるとおりとします。
2. 本サービスの利用料金の支払いは、本サービスの提供を受ける本施設の受付窓口における現金決済又はクレジットカード決済（当社所定のクレジットカードに限ります。）によるものとします。

### 第7条（予約のキャンセル）

1. 会員は、対象サービスに係る予約をキャンセルする場合、当社所定の方法により当社に連絡するものとします。
2. 前項に基づいて対象サービスに係る予約がキャンセルされた場合、会員は当社に対して、キャンセルの時期に応じて下表に定めるキャンセル料を支払わなければならないものとします。

キャンセル日	キャンセル料
予約日当日	対象サービスに係る料金（消費税は含みません。以下本条において同じ。）の100%相当額
予約日の前日から3日前までの間の日	対象サービスに係る料金の80%相当額
予約日の4日前から7日前までの間の日	対象サービスに係る料金の50%相当額
予約日の8日前以前の日	キャンセル料は発生しません。

3. 会員が、第1項に基づくキャンセルの連絡を行わずに、予約した日時・場所において対象サービスの提供を受けなかった場合、会員は当社に対して、キャンセル料として当該対象サービスに係る料金の100%相当額を支払わなければならないものとします。但し、天災地変その他の不可抗力又は予約した場所までの公共交通機関の運休ないし遅延により、会員が予約した日時・場所において対象サービスの提供を受けることができなかった場合は、キャンセル料は発生しないものとします。
4. 会員は、前二項に基づいてキャンセル料の支払義務を負う場合、当該キャンセル料を、当社からの請求があった日（当日を含む。）か

ら14日以内に、当社が指定する銀行口座への振込送金の方法により支払うものとします（振込送金にかかる手数料は会員の負担とします。）。

5. 当社は、会員が予約した対象サービスについて、対象サービスを担当するスタッフが確保できなかった場合など対象サービスの履行が困難と認められる事情が生じた場合には、当社所定の方法で会員に連絡することにより、当該対象サービスに係る予約をキャンセルすることができるものとします。この場合には、会員は当該対象サービスに係る料金の支払義務を負わないものとします。

#### 第8条（届出事項の変更、当社からの通知）

1. 会員は、届出事項に変更があった場合は、当社宛に遅滞なく所定の手続により届け出るものとします。
2. 前項の届出が遅れたことに起因した損害及び届出以前に生じた損害については、当社は責任を負いません。また、届出事項の不備又は届出事項の変更を怠ったことによる損害についても、当社は責任を負いません。
3. 当社から会員に通知する場合、会員から届出のあった住所、電子メールアドレス、又は電話番号に宛てて通知を行うものとします。なお、通信事情、届出事項の不備・未変更、その他当社の責めによらない事由により、当社からの通知が延着し、又は到達しなかった場合でも、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに会員は同意するものとします。

#### 第9条（体調不良等の申告・メディカルチェック）

1. 会員は、本サービスの提供を受ける際に、体調を崩したり、身体に異常を感じた場合には、直ちに当社に対し、その旨を伝えるものとします。この場合、当社は本サービスの提供を中止することができ、また必要に応じて、会員に対して医療機関を受診を案内するなどの措置を講ずることができるものとします。
2. 当社は、第4条第3項の場合、前項の場合その他本サービスの提供を受けることについて身体的な問題がある場合ないしはそのように考えられる場合は、会員の了承を得て提携医院でのメディカルチェック受診による医師による診断を求めることができます。なお、この場合におけるメディカルチェック受診に係る費用は、入会の有無を問わず会員の負担となります。

#### 第10条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたって、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 他の会員を含む第三者、本施設のスタッフ又は当社を誹謗中傷する行為。
- ② 他の会員を含む第三者、本施設のスタッフ又は当社の財産又はプライバシーを侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- ③ 他の会員を含む第三者や本施設のスタッフに対する暴力行為、威嚇行為その他の迷惑行為。
- ④ 本施設自体や本施設に備付けの器具・物品等を損壊する行為、又は持ち出す行為。
- ⑤ 刃物などの危険物を本施設内に持ち込む行為。
- ⑥ 本施設内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動又はこれらに類する行為。
- ⑦ 当社又は他の会員を含む第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、又はそのおそれのある行為。
- ⑧ 本施設内の秩序を乱す行為。
- ⑨ 犯罪行為、公序良俗に反する行為又はこれらのおそれのある行為。
- ⑩ その他、当社が会員として相応しくないと認める行為

#### 第11条（本施設の休業・閉鎖）

1. 当社は、本施設ごとに休業日を設定することができます。
2. 当社は、以下の各号のいずれかの事由により営業することが困難又は営業することが適切でないと判断するときは、本施設の全部又は一部を臨時休業又は閉鎖することができるものとします。
  - ① 地震、台風その他の天災地変や停電・火事等の災害があったとき、感染症の拡大が認められるとき又はこれらのおそれがあるとき
  - ② 本施設（本施設内の器具等を含む。）の増改築、改造、修繕、整備又は点検を要するとき
  - ③ 判決の言渡し、法令の制定・改廃、行政処分、行政指導等があったとき
  - ④ 社会情勢の著しい変動があった場合、又はそのおそれがあるとき
  - ⑤ その他、本施設において営業を行うことが困難と認められる事情が生じたとき、又はそのおそれがあるとき

#### 第12条（本サービスの変更、中断、停止）

1. 当社は、会員に事前に通知することなく本サービスの内容を変更することができるものとします。

2. 当社は、以下のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの一部もしくは全部を一時中断、又は停止することがあります。

- ① 前条に基づいて本施設を臨時休業し、又は閉鎖した場合
- ② 本サービスの提供のための器具その他の物品等の保守点検、更新を定期的に又は緊急に行う場合
- ③ 地震、台風その他の天災地変や停電・火事等の災害などの不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合
- ④ その他、当社が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、又は不測の事態に当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

3. 当社は、前項の規定により本サービスの一部もしくは全部を一時中断、又は停止する場合、あらかじめその旨を当社所定の方法により会員に通知し、あるいは本サイト上で公表するものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

4. 当社は、第2項に基づく本サービスの一部もしくは全部の一時中断、停止等の発生により、会員又は第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、一切の責任を負担しません。

#### 第13条（退会）

1. 会員が退会を希望する場合には、当社所定の退会手続を行うことにより、退会となります。
2. 会員は、退会により本サービスの利用に関する一切の権利を失い、また、退会に伴って、当社に対して何らの請求権も取得しません。

#### 第14条（会員資格の取り消し・停止）

1. 会員が以下の事由のいずれかに該当する場合、当社は、会員に何ら事前の通知又は催告をすることなく、会員資格を停止し（本サービスの利用を停止する）、又は会員資格を取り消す（退会したものと扱う）ことができるものとします。

- ① 第4条第2項各号に定める事由のいずれかに該当することが判明した場合
- ② 第10条各号のいずれかに該当する行為をした場合
- ③ 第9条第2項に基づいて当社が会員に対してメディカル受診を求めたにもかかわらず、会員がこれを拒絶した場合
- ④ その他、本規約のいずれかの条項に違反した場合
- ⑤ その他、会員として不適格であるものと当社が判断した場合

2. 当社は、前項に基づく会員資格の停止又は取消しにより、会員又は第三者が被ったいかなる不利益、損害についても、一切の責任を負担しません。

#### 第15条（免責事項）

1. 当社は、本施設内において会員が被った損害（本サービスの提供中に被った損害であるか否かを問いません。）については、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負いません。
2. 当社は、会員同士の間で生じた紛争やトラブルについても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

#### 第16条（損害賠償）

会員が本サービス又は本施設の利用に際して、当該会員の責に帰すべき事由により、当社又は他の会員その他の第三者に対して損害を与えた場合は、当該会員が当該損害の賠償責任を負うものとします。

#### 第17条（遅延利息）

会員が、本サービスの利用料金その他本規約に基づく金銭債務の支払を遅延したときは、当社に対し、支払期限の翌日から完済の日までの期間について、支払遅延金額に対し年5%の割合による遅延利息（年365日の日割計算とする。）を、当該金銭債務に付加して支払うものとします。

#### 第18条（個人情報の取り扱い）

当社は、当社が保有する会員の個人情報を、当社所定の「個人情報のお取り扱いについて」に従って取り扱うものとし、会員はその内容を確認のうえ、これを承諾します。

#### 第19条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約に係る契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。
2. 本規約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上